

神奈川県環境放射線監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県環境放射線監視委員会（以下、「委員会」といいます。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとします。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、原則10人以内とし、委員会の開催の都度、委員会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定めます。

2 傍聴の申し込みは、委員会の開催当日に会場において、会議開始時刻の30分前から行い、10分前に締め切るものとします。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定します。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができません。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはいけません。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはいけません。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができます。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができます。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとします。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。